

## 水道事業会計(参考記載)

# 平成30年度ひたちなか市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度ひたちなか市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (1) 給水件数      | 68,300件                    |
| (2) 年間総給水量    | 17,885,000 m <sup>3</sup>  |
| (3) 一日平均給水量   | 49,000 m <sup>3</sup>      |
| (4) 主要な建設改良事業 | ひたちなか市水道事業 事業費 3,179,611千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,828,735千円
第1項 営業収益	3,517,745千円
第2項 営業外収益	310,989千円
第3項 特別利益	1千円

支出

第1款 水道事業費	3,085,605千円
第1項 営業費用	2,817,567千円
第2項 営業外費用	232,356千円
第3項 特別損失	5,682千円
第89項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,086,640千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229,155千円、過年度分損益勘定留保資金253,541千円、当年度分損益勘定留保資金603,944千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	2,949,178千円
第1項 企業債	2,725,000千円
第3項 他会計負担金	15,726千円
第4項 工事分担金	150,627千円
第6項 固定資産売却代金	1,080千円
第8項 国庫支出金	56,745千円

支出

第1款 資本的支出	4,035,818千円
第1項 建設改良費	3,184,042千円
第4項 企業債償還金	821,776千円
第98項 予備費	30,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的 支出	1 建設改 良費	馬渡配水場3号配 水ポンプ設備更新 工事	199,477千円	平成30年度	35,454千円
					平成31年度	164,023千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
浄水場等運転業務委託	平成30年度から平成31年度まで	85,860千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ひたちなか市 上水道事業	2,725,000千円	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又は地方公共 団体金融機構資金につ いては、その融資条件に よって、銀行その他の場 合には、その債権者と 協定するものとする。 ただし、企業財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借り換えること ができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 376,593千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第11条 児童手当に要する経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
2,302千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、45,951千円と定める。

